

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和8年2月27日

金曜日

号外

目次

## 条例

○富山県高等学校等教育改革推進基金条例

1

## 条例

富山県高等学校等教育改革推進基金条例を公布する。

令和8年2月27日

富山県知事 新田 八朗

### 富山県条例第1号

富山県高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

**第1条** 県立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育の改革を推進するため、富山県高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

る。

(基金の処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。

(基金の処分の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫へ返納する場合は、これを処分することができる。

(教育みらい室)